

中学生に向けた がん教育を実施しました

3月12日(水)に健康課の保健師が昭島市立清泉中学校3年生に向けてがん教育を実施しました。

がんについての正しい知識と、今の自分たちができる予防行動について講義形式でお伝えしました。また、身近にがん患者さんがいたらどのように接することができるか、グループワークを通して考えてもらいました。

生徒さんたちからは真剣に受講する様子が見られ「がんを予防するために心がけるべきことがわかった」「身近にがん患者さんがいたら温かい気持ちを持って自分のできることをしたい」「困ったことがあったら相談しようと思った」などの感想が聞かれました。

昭島市健康課ではこころや体のご相談も受け付けています。悩みごとや心配ごとがあつたら一人で抱え込まずご相談ください。



☆詳しくは、健康課地域保健係(042-544-5126)へ

ヤングケアラーとは？

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子ども・若者のこと



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働して、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

相談できる場所が増えています

学校(先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)や、都道府県の窓口、市区町村のこども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます

※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。



令和6年6月“ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象”として「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に認定されました

困ったときに話をきいてくれる大人は必ずいます。いろいろな相談場所があるので、勇気をもって話してほしいな。

子ども専用電話「AKISHIMA キッズナー」

友だちのこと、家族のこと、学校のことなど、困ったことや辛いことなど、お子さんからの相談をお受けしています。

利用対象者 18歳未満の児童本人

相談時間 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時から午後6時30分(受付は午後6時15分)

電話番号 0120-678-044

【問合せ】こども家庭センター統括支援係 042-519-5715